

公募型プロポーザル質問 回答書

業務名：小諸市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスC実施業務

	質問	回答
1	<p>人員配置について</p> <p>個別指導、評価ができる社員の専従が定められておりますが、サービス提供時間すべてにおいて常駐が必要でしょうか？</p> <p>また、～介護予防運動指導員と同等の資格を有するものとありますが、どの程度を想定されていますか？介護福祉士？初任者研修修了者等の介護職も含まれますか？</p>	<p>サービス提供時間において個別指導及び個別評価ができる職員1名以上の常駐が必要です。</p> <p>介護予防運動指導員と同等の資格を有する者については、機能訓練指導員を想定しています。</p>
2	<p>送迎について</p> <p>総合支援事業Cのサービスの単独送迎でしょうか？</p> <p>それとも併設のデイサービス等のお客様との混在もOKでしょうか？</p> <p>送迎等についてはご家族やご本人対応は想定していないのでしょうか？</p>	<p>本業務の利用者に支障がない範囲において、併設デイサービス利用者との混在の送迎も可能です。</p> <p>利用者の送迎については、本業務に係る実施要領を原則とし、ご家族やご本人対応は想定していません。</p>
3	<p>事業対象者について</p> <p>総合支援事業Cの対象者についてはどの程度の方を想定されていますか？</p> <p>認定基準はどのようになっていますか？</p>	<p>平成30年度中に75歳になられる方に基本チェックリスト（厚生労働省作成）を送付し、その回答結果より対象者を選定します。当該チェックリストの結果から運動器の機能が低下している又はその恐れがあると認められる方を想定しています。</p>